※本基準の詳細は所沢市ホームページで公開しております。「利用調整指数表の考え方」でご検索ください。

令和6年度 利用調整指数表

〈指定のない場合は、入園希望月初日の状態で記入してください〉

フリガナ
児童氏名

必須 ⑧

基本指数

事由①～⑨のうち、父母それぞれの事由にあわせた指数を 一つ 適用します。
指数にあわせて該当する場合は、加算項目も適用となります。
※ひとり親(に準ずる状態)の場合、提出ができない父母の指数は事由⑨より下の指数を事由の代用として適用します。
また、⑧虐待・DVは父母合算での指数となります。

添付書類を確認の上、該当する点数、加算欄に〇をしてください。在園期間、添付書類の詳細は、入園のしおりをご確認ください。

事由	状態	父	加算		母	加算		添付書類
①労働	月あたりの労働時間が**１６０時間以上** （週あたりの労働時間が**４０時間以上** ※就労証明書の「6 就労時間（変則就労の場合）」にて週間で証明がある場合のみ使用） ※通勤時間・残業時間含めず	28	月20日以上の労働 ＋2	月22日以上の労働 ＋4	28	月20日以上の労働 ＋2	月22日以上の労働 ＋4	Ⓐ就労証明書 ※自営業の方は別途書類が必要となります。 Ⓐ就労証明書裏面をご確認ください。
	月あたりの労働時間が**１４０時間以上１６０時間未満** （週あたりの労働時間が**３５時間以上４０時間未満** ※就労証明書の「6 就労時間（変則就労の場合）」にて週間で証明がある場合のみ使用） ※通勤時間・残業時間含めず	26			26			
	月あたりの労働時間が**１２０時間以上１４０時間未満** （週あたりの労働時間が**３０時間以上３５時間未満** ※就労証明書の「6 就労時間（変則就労の場合）」にて週間で証明がある場合のみ使用） ※通勤時間・残業時間含めず	24			24			
	月あたりの労働時間が**１００時間以上１２０時間未満** （週あたりの労働時間が**２５時間以上３０時間未満** ※就労証明書の「6 就労時間（変則就労の場合）」にて週間で証明がある場合のみ使用） ※通勤時間・残業時間含めず	22			22			
	月あたりの労働時間が**８０時間以上１００時間未満** （週あたりの労働時間が**２０時間以上２５時間未満** ※就労証明書の「6 就労時間（変則就労の場合）」にて週間で証明がある場合のみ使用） ※通勤時間・残業時間含めず	20			20			
	月あたりの労働時間が**６４時間以上８０時間未満** （週あたりの労働時間が**１６時間以上２０時間未満** ※就労証明書の「6 就労時間（変則就労の場合）」にて週間で証明がある場合のみ使用） ※通勤時間・残業時間含めず	18			18			
	稼働予定（内定等を受け入園月の１日に就労している旨の⑤誓約書がある）	15			15			⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書
②出産	**産前１ヶ月～産後２ヶ月の間**に入園を希望する場合				32			出産予定日が確認できる書類（母子手帳の写し等）
③保護者の疾病・障害	1ヶ月以上入院している場合（予定の場合を含む）	35			35			診断書（様式不問）
			⑥診断書での指数に関する加算			⑥診断書での指数に関する加算		
	診断書の日常生活能力の程度が「１」の項目に該当する場合	29	保育を必要とする程度が１	＋2	29	保育を必要とする程度が１	＋2	所沢市指定様式⑥診断書
	診断書の日常生活能力の程度が「２」の項目に該当する場合	26			26			
	診断書の日常生活能力の程度が「３」の項目に該当する場合	25	保育を必要とする程度が2,3	＋1	25	保育を必要とする程度が2,3	＋1	
	診断書の日常生活能力の程度が「４」の項目に該当する場合	23			23			
	指定用紙以外の診断書の交付を受けている場合	15			15			診断書（様式不問）
	身体障害者手帳1級、精神福祉手帳１級、療育手帳 Ⓐ のうちいずれか交付を受けている場合	32			32			身体障害者手帳 又は 精神福祉手帳 又は 療育手帳 の写し
	身体障害者手帳2級、精神福祉手帳２級、療育手帳 A のうちいずれか交付を受けている場合	31			31			
	身体障害者手帳3級、精神福祉手帳３級、療育手帳 B・C のうちいずれか交付を受けている場合	27			27			
	身体障害者手帳**４・５・６級**のうちいずれか交付を受けている場合	25			25			
④同居親族等の介護・看護	児童(手帳**1級**・療育手帳 Ⓐ ・A のいずれかの交付有)を介護している場合	25	居宅内	＋5	25	居宅内	＋5	手帳の写し 又は 介護保険証の写し 又は 診断書 ＋ 介護スケジュール （様式不問）
	児童(手帳**2級**・療育手帳 **B・C** ののいずれかの交付有)を介護している場合	24			24			
	成人(手帳1、**2級**または介護度4、5の同居一親等)を介護している場合	23			23			
	児童を介護している場合（上記以外）	20			20			
	成人を介護している場合（上記以外）	15			15			
⑤災害	災害の復旧（豪雨・地震・火災等、居住している住居を対象）	55			55			罹災証明書
⑥求職活動	求職中（求職活動支援機関等利用証明書あり）	10			10			⑤勤務内容・求職活動に係る誓約書
	求職中	5			5			
⑦就学	ハローワークでの職業訓練	26			26			ハローワークによる証明 ＋ 受講スケジュール
	月あたりの就学時間が**９６時間以上** ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	25			25			在学証明書合格通知書等 ＋ 受講スケジュール
	月あたりの就学時間が**６４時間以上９６時間未満** ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	22			22			
	上記以外（通信教育、日本語学校を含む）の就学を常態	10			10			
	入園希望月に就学が決定されている（スケジュール表の提出がない場合） ※学校教育法に定めるもの・準じた施設	13			13			合格通知書等
	入園希望月に就学の予定がある	8			8			予定先が分かるもの
⑧虐待・DV	虐待・DVを受けるおそれがある・受けている	120						公的機関が発行する証明書（加算項目は該当する証明書等が必要）
		加算	下段「ひとり親」に該当			下段の指数を使用		
			下段「ひとり親に準ずる状態」に該当			下段の指数を使用		
⑨	その他市長が認めた場合 （理由　　　　　　　　　　　）	状況による			状況による			
	ひとり親(離婚および別居をしている状態での、児童扶養手当認定者・ひとり親家庭等医療費助成制度の対象者・戸籍謄本で確認できる方、等)	55			55			児童扶養手当等受けていない方は戸籍謄本
	ひとり親に準ずる状態（「⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書」のうち、「ひとり親に準ずる状態」となるもの）	26			26			⑦離婚を前提とした別居中等の誓約書 ＋ 同書中で該当する項目の添付書類

・労働の就労証明書の「6 就労時間（変則就労の場合）」にて週間で証明がある場合、4を乗じて月間の日数を判断します。
・疾病・障害の添付書類の診断書は、保育が必要であるということが判断できるものをご提出下さい。
・介護・看護の場合で被介護者の診断書を提出する方は、診断書の様式は問いません。
・介護スケジュール、受講スケジュールの指定様式はありません。介護先・受講先のスケジュールを添付してください。自作のスケジュール表でも結構です。

※裏面もご記入ください

調整指数 （家庭状況）　　**該当する点数欄に〇をしてください。（状況により複数該当）**

「保育園等」とは認可保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を指します。

区分	状態		点数	添付書類・補足
減算	保育料等を滞納している人が世帯内にいる場合		−50	以下すべての調整指数の加算が付きません。
	令和6年度中に内定辞退・取消があった場合（令和6年4月入園のみ、令和5年度の12月～3月入園の内定辞退・取消を対象として減算します）		−20	
	入園申請の無い就学前（小学校入学前）の他児童がいる場合（児童介護、他施設等で保育している場合を除く）		−30	
	市外在住者で転入予定を示す書類がない場合		−50	
	育児休業の延長等を目的として利用調整指数上の減算を希望する申請であることが、「①教育・保育給付認定申請書兼現況届」で確認できた場合		−100	①教育・給付認定申請書兼現況届表面で該当項目にチェックがある場合に適用します。
	入園・転園した当該年度内の転園希望（兄弟姉妹が在園している保育園等のみ希望する場合を除く）		−40	市外園から市内園への転園の場合は除きます。
	同居している65歳未満の祖父母が父母の認定条件に準じた保育の必要な事由を有していない場合 ※勤務内容の誓約（誓約稼働）及び求職活動を事由とすることは不可。 ※祖父母の住所地が父母と同じ場合、同居として判断します。	父方祖父	−1	同居祖父母の保育の必要性を示す書類（就労証明書や診断書等）の提出がない場合、減算対象となります。
		父方祖母	−1	
		母方祖父	−1	
		母方祖母	−1	
入園翌年度以降の転園	兄弟姉妹が在園中の保育園等のみを希望施設として、転園申請する場合(下段の指数との併用はしない）		10	2人以上の兄弟姉妹が転園申請をする場合、「３　同時同園」で申請をすることがこの加算の前提条件となります。
	別々の保育園等に通う2人以上の兄弟姉妹が、「３　同時同園」で転園申請する場合(上段の指数との併用はしない）		10	
育児休業取得と同時に一時退園した児童と出生児が共に育児休業明けに入園を希望する場合			100	
兄弟姉妹	兄弟姉妹に小学生の就学児童あり		1	加点の対象については、教育・保育給付認定申請書兼現況届および施設等申請変更届出書に記載のある児童にて判断をします。
	兄弟姉妹(多胎児含む)が保育園等を利用中又は申請中の場合		5	
	兄弟姉妹に小学校入学前の児童あり（本人含む） 申請書提出時点で誕生している児童のみカウントします。	2人	1	
		3人	2	
		4人～（　）	3～（　）	
混合保育入園審査会又は医療的ケア児入園審査会で集団保育が必要とされた児童が4月入園申請をする場合			120	
生活保護受給中の世帯			10	
保護者	保育士資格等を有し市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所に勤務予定 ※転園除く	新規就職予定	15	Ⓐ就労証明書・⑩確約書・保育士証等
		育児休業から復職予定	4	
	単身赴任中		3	①教育・保育給付認定申請書兼現況届から判断します。
	生計を維持する者の自己都合によらない失業により就労の必要性が高く、離職日から3ヶ月以内に「求職活動」の保育要件で申請をする場合		10	雇用保険受給資格者証

調整指数（申請児童の現在の保育先）　　**該当する点数欄を いずれか１つ選択して、〇をしてください。**

区分		状態	点数	添付書類・補足
申請の児童がいずれかに通っている	卒園・卒室	申請時点で所沢市から教育・保育給付認定を受けており、地域型保育事業や2歳児クラスまでの認可保育園を卒園・卒室して4月入園を希望する場合 ※通常の希望園20点・連携園や系列園は100点となります。 ※事業所内保育事業の従業員枠を利用している場合はこの指数の対象外となります。	20 （100）	
	事業所内保育事業の従業員枠	申請時点で所沢市から教育・保育給付認定を受けており、事業所内保育事業の従業員枠を利用している場合	10	
	認可外保育施設 一時預かり事業 事業所内 企業主導型保育施設	左記の保育施設について、月16日以上の利用実績がある場合(注)	10	④「一時保育・認可外・事業所内・企業主導型」保育利用証明書
		左記の保育施設について、月12日以上15日以下の利用実績がある場合(注)	8	
	市外認可保育施設	市外の保育園等に通っている場合	6	①教育・保育給付認定申請書兼現況届に在園施設名の記載
	上記以外	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）に通っている場合(注)	2	
		養護施設等に入所中の場合	17	
保護者が保育		「労働」の保育要件で、かつ育児休業中・産前産後休業中から復職予定での入園申請 ※入園となった場合、入園の翌月１日までに元の勤務先に復職をする必要があります。 ※期限までに復職できない場合、利用調整（選考）結果の取消または退園となります。	11	Ⓐ就労証明書に記載のあることが条件

注：市内の保育園等を利用している場合は該当しません。

各項目の点数を足して、合計点を記入してください。

記入いただいた指数と、証明等の添付書類の内容に基づいて算出された指数に相違があった場合、職員にて指数表の修正を行います。

基本指数 （表面）	父	
	母	
調整指数 （裏面）	家庭状況	
	保育先	
合計		

フ リ ガ ナ

児童氏名

表１　※市役所記入欄

ポイント	事由
20	虐待・DV
9	災害
8	ひとり親
7	疾病・障害
6	労働
5	介護・看護
4	就学
3	出産
2	求職活動

「ひとり親に準ずる」に該当する場合、世帯ポイントは6になります。

①、合計が同点の場合は表1の世帯のポイント（父母それぞれ該当する事由の合計）の高い世帯を優先します。
②、①の優先順位で判定が不可能な場合は世帯の基本指数計の高い方を優先とします。
③、②で判定が不可能な場合は令和5年度市民税非課税世帯及び所得割額の少ない世帯を優先とします。
　※9月以降の利用調整では令和6年度の課税内容で審査します。

兄弟姉妹で同時に申請する場合の申請希望 （申請書に記載済の項目転記）	**同園優先**（兄弟姉妹で同じ園への入園を優先するが、調整ができない場合は別々の園や1人のみ入園も可）	☐
	同月入所（入園する月が同じであれば別々の園も可）	☐
	同時同園（兄弟姉妹共に同じ月に同じ園への入園のみ可）	☐